

安城市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年7月24日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（生涯学習課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年6月26日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

<桜井地区連合町内会（5日会）><桜井地区連合町内会（敬老会他3事業）>

個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	市に事務局を置くことができるのは、市事業・事務と何らかの関連がある場合であるが、団体で行われている事業内容から関連性が低いため、市で事務を行う必要があるか再検討されたい。
	措 置 状 況
	桜井地区連合町内会が主催する5事業のうち4事業については、地元が直接行っている事業の支援であり、市事業・事務とは関連性が低いため、その事務処理については平成30年3月末日をもって桜井地区連合町内会へ移管しました。 また、1事業については、桜井地域活性化推進協議会の規約に規定されている一事業であり、公民館が地域社会の形成や地域文化の振興に貢献する観点から、桜井地域活性化推進協議会事業とし、この団体の事務局を市に置く旨の規約改正を行った上で、引き続き市が事務処理について支援を行っていきます。